

愛知県・市町村人口問題対策検討会議開催要綱

(目的)

第1条 愛知県及び人口問題対策が特に必要な地区のある市町村が、人口問題の現状や課題を共有するとともに、連携・協力して、当該地区の実情に応じた人口問題対策を検討するため、愛知県・市町村人口問題対策検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口問題対策が特に必要な地区における人口問題対策に関すること。
- (2) その他、人口問題対策に関すること。

(構成)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、地方創生を所管する愛知県副知事をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 別表に掲げる市町村長以外の市町村長が検討会議に参加を希望する場合には、オブザーバーとして参加させることができる。
- 6 検討会議に、個別事項の検討を行うため、以下のワーキンググループを置く。
 - (1) 農林水産業振興ワーキンググループ
 - (2) 地域交通確保ワーキンググループ
 - (3) 空き家活用ワーキンググループ
 - (4) 地域産業振興ワーキンググループ
- 7 ワーキンググループの構成員は、愛知県の関係部門の課室長及び別表に掲げる市町村長のうち参加を希望する場合の当該団体の関係部門の課室長等とし、別表に掲げる市町村長以外で参加を希望する場合には、当該団体の関係部門の課室長等をオブザーバーとして参加させることができる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、検討会議を代表し、その事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、愛知県政策企画局企画調整部地方創生課及び総務局総務部市町村課地域振興室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

別 表

愛知県	政策企画局長 総務局長 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 農業水産局長 農林基盤局長 都市・交通局長 建築局長 東三河総局長 新城設楽振興事務所長 尾張県民事務所長 海部県民事務所長 知多県民事務所長 西三河県民事務所長
市町村	岡崎市長 豊田市長 西尾市長 新城市長 田原市長 愛西市長 南知多町長 美浜町長 設楽町長 東栄町長 豊根村長